

情報・システム研究機構ハラスメントの防止等に関する規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

最近改正 平成21年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則第34条に基づくとともに、職員以外の者も含め情報・システム研究機構（以下「機構」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント 第2号から第5号に掲げる言動及びこれに類する言動をいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場又は教育・研究の場（以下「職場等」という。）における性的な言動及び職員及び学生等（以下「職員等」という。）が他の職員等を不快にさせる職場等以外における性的な言動
- 三 パワー・ハラスメント 職員等が職務上の地位又は権限を利用して他の職員等に対して行う不適切な言動
- 四 アカデミック・ハラスメント 研究若しくは教育上又は就学上のパワー・ハラスメント
- 五 その他のハラスメント 前各号に類する不適切な言動

2 この規程において、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題とは、次に定めるところによる。

- 一 ハラスメントの防止及び排除 ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、その状態を解消すること
- 二 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのための職員等の勤務環境及び教育・研究環境（以下「勤務環境等」という。）が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等がその勤務条件につき不利益を受けること

(不利益取扱いの禁止)

第3条 職員は、ハラスメントを行った職員等に対する拒否、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等にかかる調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益も受けない。

(機構長の責務)

第4条 機構長は、機構のハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、各研究所長がハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(各研究所長の責務)

第5条 各研究所長は、職員等がその能率を十分に発揮できるような勤務環境等を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場

合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他のハラスメントに対する職員等の対応に起因して当該職員等が勤務環境等において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員等の責務)

第6条 職員等は、機構長の定める指針に従い、ハラスメントをしてはならない。

2 職員等は、本規程のほか機構長が別に定める指針に従い、ハラスメントの防止等に努めなければならない。

(監督者の責務)

第7条 職員等を監督する地位にある者（課長相当以上の職員をいう。以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境等を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第8条 機構長及び各研究所長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員等に対し、必要な研修等を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

第9条 機構本部及び各研究所は、機構長の定めるところにより、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、機構長及び各研究所長は、苦情相談を受ける体制を職員等に対して明示するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、関係者のプライバシー、名誉及び人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 相談員は、前項により苦情相談等を行うに当たり、機構長が別に定める指針に十分配慮しなければならない。

4 職員等は、相談員に対して苦情相談を行うほか、機構本部に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、機構本部は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言、及び必要なあっせん等を行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。